

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務住民課

個人情報ファイルの名称	国民健康保険高額療養費システム	
行政機関等の名称	鋸南町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務住民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険被保険者に係る高額療養費及び高額介護合算療養費の支給等の事務を行うため	
記録項目	氏名、生年月日、性別、住所、電話番号 国民健康保険被保険者資格情報、国民健康保険高額療養費情報、国民健康保険高額介護合算療養費情報、送付先宛名情報	
記録範囲	鋸南町国民健康保険被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者及び過去に擬制世帯主であった者、高額療養費支給申請書を提出した者、高額介護合算療養費支給申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人、代理人、千葉県国民健康保険団体連合会、公用請求により官公署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県国民健康保険団体連合会、医療機関、健康保険保険者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鋸南町総務企画課	
	(所在地) 〒299-2192 安房郡鋸南町下佐久間 3458 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 2 4 日